令和8年10月26日から住民票の写し、印鑑登録証明書および税証明書等の様式が変更されます

●お問い合わせ　住民環境課　☎０９７３－７６－３８０２（住民票、印鑑登録証明書）
税務課　☎０９７３－７６－３８０３（所得証明書、課税証明書）

令和8年10月26日から、住民記録システム、税務システムが国の定めた標準仕様に準拠したシステムに変更になります。これに伴い、**住民票の写しや印鑑登録証明書、一部税証明書等の様式が変わります。**

住民記録システム・税務システムの標準化とは

国が定めた標準仕様に準拠したシステム（標準準拠システム）へ移行する取組のことです。
標準準拠システムへ移行することにより、これまで地方公共団体ごとに独自に定めていた通知や様式等の帳票レイアウトが、標準仕様で規定されるレイアウトに統一されます。

住民票の写し、印鑑登録証明書の変更点について

●住民票の写し

（1）世帯連記式

世帯連記式の住民票の写しは、1枚に4人までの世帯員が記載される様式です。
世帯が５名以上の場合は、複数の帳票を契印（ホチキス留め）した状態で交付します。
A4縦の書式はそのままです。
各項目（住所・氏名・世帯主・続柄・本籍・筆頭者など）は最新の情報のみが記載され、変更履歴は記載されません。住所履歴は原則、現住所及び転入前住所（九重町に転入前の町外の住所）が記載されます。

（2）個人票

個人票の住民票の写しは、1枚につき1人が記載される個人単位の様式です。
A4横からA4縦の書式に変更となります。
各項目（住所・氏名・世帯主・続柄・本籍・筆頭者など）は最新の情報が記載されます。住所履歴は原則、現住所及び転入前住所が記載されます。

【注意事項】

■特段の申し出がない場合は、世帯連記式の住民票の写しを発行します。

■世帯連記式では各項目の履歴は記載されません。履歴が必要な場合は申請時に申し出ください。
その場合は個人票で発行します。ただし、申し出いただいてもご希望の履歴をすべて記載できるとは限りません。

■転入前住所は、九重町への転入が相当年数前で、転入前住所のデータが残っていない場合等は記載されないことがあります。

●印鑑登録証明書

様式がA4横からA4縦に変更となります。

税証明等の変更について

●所得証明書

・様式がA4横からA4縦に変更となります。
・世帯単位での発行が廃止になります。

	所得	課税状況
所得証明	○	×
課税証明	○	○
所得課税証明	廃止	

●課税証明書

・様式がA4横からA4縦に変更となります。
・世帯単位での発行が廃止になります。
・課税情報のみの証明から、所得と課税状況両方を記載した証明に変更になります。
・税額控除等の詳細が記載されるようになります。
・年税額に森林環境税が合算されて記載されます。
・課税額が「0円」と記載されたものは非課税証明書となります。

●所得課税証明書

廃止されます。
※課税証明書が所得と課税状況を記載した証明になります。

なお、令和8年10月26日からの新システム稼働に伴い、当面の間、窓口での証明発行および住所の異動等に若干のお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。

国民健康保険一部負担金の減免制度について

●お問い合わせ
地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１

九重町国民健康保険に加入されている方で、一部負担金の支払いが困難な場合に一部負担金の支払いを猶予・減額または免除する制度があります。

■制度の対象となる方

国民健康保険に加入されている方で、災害や失業、事業の不振や休廃止などの特別な理由により、生活が一時的に困窮し、医療費の支払いが困難な方。

■申請方法および必要な書類

申請には世帯主及び世帯員全員の収入状況や、預貯金通帳の写しなど保有資産がわかる書類、医師の診断書等が必要です。減免を必要とする事由により提出書類が異なりますので、まずは地域共生支援課までご相談ください。

九重“夢”大吊橋　20周年記念イベント 九重町民入場無料

●お問い合わせ
九重“夢”大吊橋　☎０９７３－７３－３８３８

平成18年10月30日に開業した九重“夢”大吊橋は、今年で20周年を迎えます。

下記日程で、20周年を記念したイベントを開催します。

この2日間は、九重町民の方は入場無料となります。マイナンバーカードや運転免許証など町内在住であることを確認できるものを当日チケットの販売所にお持ちください。

■と　き

10月31日（土）、11月1日（日）2日間

■イベント会場

九重“夢”大吊橋　中村側展望広場　他

※イベントの詳細については九重町のホームページからご確認ください。

◀九重町 HP

国民年金広場

国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象です

●お問い合わせ　地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１
日田年金事務所　☎０９７３－２２－６１７４

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、令和8年中に納められた保険料の全額です。令和8年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除対象となります。

本年中に納付した国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、控除額のわかる証明書を添付または保管しておく必要がありますので、下記の予定でお送りする「**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**」を大事に保管しておいてください。

●令和8年分「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」発送スケジュール

	対　象　者	発　送　時　期
①	令和８年１月１日から令和８年９月30日までの間に納付された方	令和８年10月下旬から11月上旬
②	令和8 年10月1日から令和8年12月31日までの間に納付された方 ※①の対象者は除きます	令和９年２月上旬

なお、同一世帯内のご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除の申告を行うことができます。

また、「ねんきんネット」を利用することで、控除証明書の電子データの取得が可能です。受け取った電子データはe-Taxでの確定申告等や年末調整で利用することができます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談は、
ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-003-004）までお願いします。

支え合いリーダーを募集します

●お問い合わせ　地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１

九重町の高齢化率は46.16％（令和8年8月末）となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの見守りを必要とする家庭が増えてきています。日頃からご近所の方や区長・民生委員の方々で高齢者等の見守り活動が行われていますが、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域でお互いに支え合い・助け合う仕組みづくりが必要です。

九重町には地域のことを考え、活動している「支え合いリーダー」が現在166名います。今年も募集しますので、ぜひ、あなたの力を地域で活かしてみませんか?

支え合いリーダー養成講座（全３回）

■日時・場所
11月2日（月）、11月12日（木）、11月17日（火）午前9時30分～午前11時30分
九重町保健福祉センター　視聴覚室

■講座内容
支え合いリーダーの必要性や活動について / 誰もが安心して住み続けられる地域づくりについてなど（予定）

■募集締切
10月28日（水）

■申込方法
各行政区長または、九重町社会福祉協議会（☎0973−76−2500）までご連絡ください。

シリーズ
『権利擁護』
②

成年後見制度

●お問い合わせ　地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１
地域包括支援センター　☎０９７３－７６－３８６３

1 成年後見制度とは?

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方々が、自身の財産を侵害されたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面での支援を行なう制度です。

こんな時に制度の利用ができます



1	最近、物忘れが激しく認知症が疑われた。一人暮らしであるため今後がとても不安です。
2	認知症の母の不動産を売却して、(母の)老人ホームの入所費用にあてたいと考えています。
3	夫に先立たれてしまい一人で過ごすことになり、今後がとても不安がある。夫が残してくれたアパートの経営や、将来お世話になるかもしれない老人ホームの入所手続きなど、自分が判断できなくなったときのことを考えるととても心配です。
4	年金生活の一人暮らしのお年寄りが、訪問販売で必要もない高額な商品を買ってしまい困る。





2 成年後見制度には次の2種類があります

判断能力がしっかりしている方

任意後見人制度

将来に備えて、判断能力のあるうちに、「支援してくれる人(任意後見人)」と「支援内容」を決めておく制度です。



判断能力が衰えてきている方

法定後見人制度

判断能力の不十分な方に代わって、契約や財産管理を行なう人(後見人等)を家庭裁判所に選任してもらう制度です。



成年後見制度に関する相談及びお問い合わせ窓口

地域共生支援課(九重町役場1階)
●福祉グループ　☎0973−76−3821
九重町社会福祉協議会(九重町保健福祉センター内)
●地域包括支援センター　☎0973−76−3863

令和8年度 九重町職員採用試験（2次募集） ー令和9年4月1日採用ー

●お問い合わせ　総務課　☎0973－76－3800

職　種

- 一般行政職
- 一般行政職（障がい）
- 保健師 ➡ 第1次試験を免除します
- 土木技師

申込受付期間
10月16日(金)～
11月19日(木)

第1次試験

●試 験 日　11月28日(土)～12月6日(日)

●試験会場　全国に設置されたテストセンター会場のうちから受験者が選択する会場
※テストセンター会場は、47都道府県に300か所以上設置されています。

●試験内容　総合適性検査（基礎能力）

▲テストセンター二次元コード

採用人数・受験資格

一般行政職　若干名

・平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人。

一般行政職（障がい）　若干名

・平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人。
・次のいずれかの交付を受けている人
①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳
②都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳
③精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳

保健師　若干名

・昭和61年４月２日以降に生まれた人で保健師免許を有する人
又は令和９年３月31日までに免許を取得見込の人。

土木技師　若干名

・平成3年4月2日以降に生まれた人で、高等学校又は大学等において土木科の専門課程を修了した人（令和9年3月31日までに修了見込の者を含む。）又は高卒以上の土木の専門的知識・技能を有する人。

申込みについて

●申込方法及び申込期間

申込方法　電子申請（インターネットでの申し込み）
申込み URL：https://logoform.jp/form/cSUd/1793726

申込期間　令和８年10月16日(金) 午前8時30分～
令和８年11月19日(木) 午後5時

※申込みには、①パソコン又はスマートフォン、②申込者本人のメールアドレス、③申込者本人の顔写真データが必要です。

▲申込み二次元コード　▲九重町ＨＰ

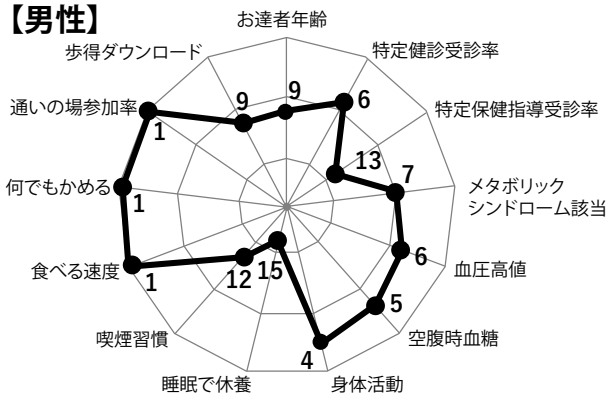
※その他受験資格の詳細については、九重町ホームページをご覧ください。　九重町

10月は「みんなで延ばそう健康寿命」推進月間！ 健康指標男女ともに県内１位を目指そう

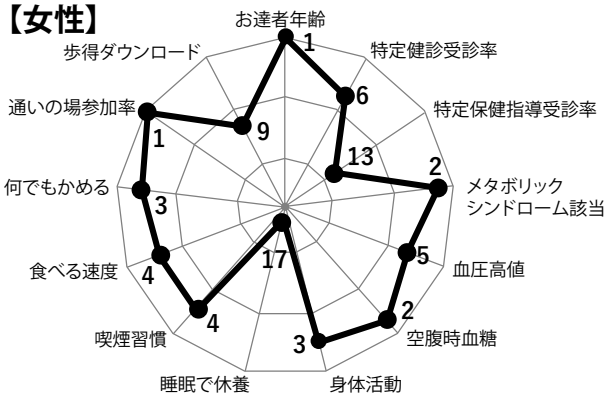
●お問い合わせ　健康・子育て支援課　☎０９７３－７６－３８３８

大分県では男女ともに健康寿命日本一を目指すため、健康指標を用いて、各市町村の現状を「見える化」し、市町村毎のランキングを毎年公表しています。九重町では「睡眠で休養」「喫煙(男性)」「特定保健指導受診率」に課題（グラフの数字は県内順位）があります。県内1位を維持できるように、ご家族や地域ぐるみで健康づくりに取り組みましょう。

【男性】



【女性】



▲グラフ：令和8年8月発表分のデータ

	大分県の健康寿命※1	九重町のお達者年齢※2	健康寿命補助指標順位
男性	72.37 歳（全国25位）	79.93 歳（県内9位）	県内2位
女性	75.94 歳（全国10位）	85.56 歳（県内1位）	県内1位

※1健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（R4国民生活基礎調査）
※2市町村は人口規模が小さく、国と同様の調査による「健康寿命」の算出は困難なため、類する指標として大分県が公表（R2～R6平均）

健康寿命を延ばす3つの鍵　「減塩マイナス 3g」「野菜 350g」「歩数プラス1500歩」

「お出かけ保健室」で気軽に健康チェックしてみませんか

●お問い合わせ　健康・子育て支援課　☎０９７３－７６－３８３８

「お出かけ保健室」は、学校の保健室のような雰囲気で、誰でも気軽に健康について語ることのできる場所として、地域のイベントや公民館など、皆さんの身近な場所に保健師や栄養士が出かけていきます。

11月は各地区で開催されるイベントにお邪魔します。自分の健康状態が見える化できる器材も準備していく予定ですので、お気軽にお立ち寄りください。※あるとっく 20 ポイント付与対象



日　程	イベント／場所	設置器材
11月　1 日（日）	南山田げんき祭り / 南山田ふれあい交流センター	ベジチェック
11月　8 日（日）	のがみ文化祭 / 野上ふれあい交流センター	- 調整中 -
11月　8 日（日）	つ～だら・だった祭り / 東飯田地区体育館	足裏バランス測定
11月 15 日（日）	飯田高原文化祭 / 飯田地区体育館	ベジミル

11月19日はおおいた食（ごはん）の日です

●お問い合わせ　健康・子育て支援課　☎０９７３－７６－３８３８

11月19日の「おおいた食（ごはん）の日」を含む一週間を「おおいた食育ウィーク」としています。
おおいた食の日は郷土料理や県産品を使った食事を通じて、食育の普及啓発や地産地消を推進することを目的としています。
「食」は心身の健康にとって、基本となる大切な要素です。
健康を維持するために「食事をおいしく、バランスよく」とりましょう。



12月に日帰りバス健診を実施します

●お問い合わせ　健康・子育て支援課　☎０９７３－７６－３８３８

12月の以下の日程で厚生連健康管理センター（別府市）までの日帰りバスが出ます。令和8年度にまだ健診を受けられていない方、この機会にぜひご利用ください。当日の午後に検査結果がわかり、無料の昼食や温泉も利用できます。料金等詳しくは九重町ホームページをご覧ください。ご予約は右記の予約フォームまたは健康・子育て支援課までお電話ください。

■日　　程　①12月9日(水)、②12月15日(火)
■集合場所　九重町保健福祉センター
■出発時間　午前8時（帰着予定 午後4時頃）
■対　　象　40歳以上
■定　　員　15名（2名に満たない場合は中止になる場合があります）
■予約締切　11月25日(水)まで

▲健診予約フォーム

11月8日は「いい歯の日」、11月は「大分いい歯の8020推進月間」です

●お問い合わせ　健康・子育て支援課　☎０９７３－７６－３８３８

大分県内の他の市町村と比較すると九重町は健康度が高いと言われていますが、歯の健康については課題があるのが現状です。歯と口の健康状態を維持・改善することは全身の健康状態の維持にとって欠かせないことです。

感染の窓が開きます

1歳7か月～2歳7か月

→むし歯菌にはじめて感染しやすい危険な時期

なるべく控えて！
- 食器の共有・キス
- フーフー冷まし
- 大人の食べかけを与える

むし歯の放置は危険です

乳歯のむし歯を放置すると次に生えてくる永久歯の形を**いびつ**にしたり、変色させてしまいます。むし歯は自然に治らないため早期の治療が必要です。



おやつ

①時間を決めて（1日2回まで）
　…ダラダラ食べはNG！
②糖分をあまり含んでいないおやつを

フッ化物

①歯を強くする
②細菌の活動を抑える
③初期むし歯の進行を抑える

フロス・糸ようじ

歯ブラシだけでは歯と歯の間に、約40%見えない汚れが残ります。
仕上げ磨き後に1日1回でもフロスを！

公開講座のご案内『健康はお口から！歯から考える全身の健康』

●日　　時　11月10日(火)　午後1時～午後2時
●場　　所　九重町保健福祉センター
●講　　師　玉井歯科医院　玉井恵子先生

どなたでも参加いただけます。
あるとっく20ポイント付与対象です。



11月は児童虐待防止月間です

●お問い合わせ　こども家庭センター　☎０９７３－７６－３８７６

こども家庭庁では、「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しています。

「あれって…虐待かも」と思ったら『189』

身体的な暴力だけでなく、言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）など少しでも虐待の可能性を感じたら、どうか迷わずにお電話ください。あなたの通告で救われる命があります。

こどもや保護者にこんなサインが見られませんか？

こどものサイン

- いつもこどもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類や体がいつも汚れている
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者のサイン

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さいこどもを家においたまま外出している
- こどもの養育に関して拒否的、無関心である

児童虐待かも・・・と思ったらすぐにご連絡ください

＼情報提供や相談を!!／

まずは連絡

通話無料　匿名可能　秘密厳守

児童相談所虐待対応ダイヤル

イチ ハヤ ク

189

※児童相談所虐待対応ダイヤル『189（いちはやく）』は、「虐待かも」と思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の無料の電話番号です。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は 守られます。
※一部のIP電話からはつながりません。

親子のための相談LINE

「親子のための相談LINE」は子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口です。

- 匿名（LINE 上のアイコンとニックネーム）でも相談ができます。
- 相談内容の秘密は守られます。

▲「親子のための相談 LINE」お友だち登録はこちら

令和9年度こども園、保育所・幼稚園等の支給認定・入所申請の受付が始まります

●お問い合わせ　健康・子育て支援課　☎０９７３－７６－３８２８

対象者

◆令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）にこども園等の利用を希望される方
◆0歳～5歳（就学前）の乳幼児で、保護者の就労・就学、病気療養、出産、求職活動等の理由により、認定こども園や保育所での保育が必要な方。［0～2歳：3号　3～5歳：2号］
◆上記に該当しない3歳～5歳（就学前）の幼児で認定こども園・幼稚園の利用を希望する方。［3～5歳：1号］

＊幼稚園の入園資格については、施設（町外施設）ごとに違いますので、希望する園にお問い合わせください。
＊町内こども園における1号認定の入園資格については、令和9年4月1日の時点で3歳～5歳の幼児となります。

申込書配布

●令和8年11月11日（水）から
●健康・子育て支援課窓口、みつばこども園、飯田こども園にて配布します。
●マイナポータルの「ぴったりサービス」を用いたオンライン申請可

＊就労証明書等の添付書類は、下記提出場所にご提出ください。
　詳しくは HP をご覧ください。

▲九重町ホームページ

受付期間

令和8年11月18日（水）から令和8年12月18日（金）まで



提出場所

町内施設利用中の方：利用中のこども園または、役場　健康・子育て支援課
新規入園希望または町外施設利用中の方：役場　健康・子育て支援課

＊継続入所の方も全員、申し込みが必要となります。
＊各園の入所可能な園児数を超えた申し込みがあった場合は、入所選考を行った上で、第1希望以外の園への入所もしくは、入所を待機いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
＊受付期間中に提出された申込書は第1次選考として優先的に審査します。
＊町外の認定こども園や保育所、幼稚園を利用する方も九重町に申込書を提出してください。

町内施設

種　類	施　設　名	住　所	電　話　番　号
幼保連携型認定こども園	ここのえ飯田こども園	九重町大字田野1624-9	0973-73-3590
幼保連携型認定こども園	ここのえみつばこども園	九重町大字引治508-1	0973-73-2555
私立認可外保育施設※	森のようちえん　おつきさん	九重町大字野上 2584	080-2368-1539

※認可外保育施設をご利用される場合は、利用者と施設の直接契約となりますが、九重町から「施設等利用給付認定」を受けた場合は、利用料の全額または一部が給付（償還払い）されます。対象は3歳～5歳児または住民税非課税世帯の0歳～2歳児です。
詳しくは、九重町ホームページ「施設等利用給付認定（てびき）」（11月11日更新予定）でご確認いただくか、健康・子育て支援課（☎0973−76−3828）までお問い合わせください。

まちの農業
魅力発信
農プラス+!

第３回　農＋秋を運ぶ黄金の実り

●お問い合わせ　農林課　☎０９７３－７６－３８０４

生産者：浅岡（あさおか）　清一（せいいち）さん（東飯田・後辻）

平成22年に自衛官の定年退職を機に新たな道へ踏み出した、梨農家の淺岡さん。現在は2ヘクタールの広大な経営面積で、丹精込めて梨を育てています。

美味しさの秘密は、自然の力を活かしたこだわりの土づくりです。水田のわらや堆肥を取り入れ、「基本は自然任せ」と語る淺岡さんですが、その裏には毎日のきめ細やかな管理があります。

「安心・安全な良いものを作って皆さんに喜んでもらいたいという思いで、低減農薬の栽培にも挑戦したい。気候や病害虫との戦いなど苦労は絶えないが、九重町の特産品として、いろんな品種の栽培やもっといいものを作りたい」と話されました。

淺岡さんの梨園では、8月末からの「豊水」を皮切りに、9月中旬からの「秋月」、9月下旬からの「新高」と、秋の味覚が順次旬を迎えます。手間暇かけて育て上げられた、みずみずしいこだわりの梨をぜひご賞味ください！







九重町で育った「青ねぎ」が、学校給食に登場！

●お問い合わせ　農林課　☎０９７３－７６－３８０４

九重町で元気に育った青ねぎが、学校給食として子どもたちのもとへ届けられました。

令和5年度より九重町に参入した「アイ・エス・フーズ徳島（株）」は、地蔵原地区で青ねぎ栽培に取り組んでいます。近年、夏の暑さが厳しくなる中、標高が高く比較的冷涼な高冷地である九重町が栽培地として選ばれました。同社は寒暖差のある気候を生かし、現在約3.4ヘクタールの農地で営農を行っています。

収穫された青ねぎは、九重町学校給食センターに納品され、9月の献立に使用されました。普段食べている給食に、九重町で育った野菜が使用されることは、子どもたちが地域の農業や食べ物に興味を持つきっかけとなり、「地産地消」は、生産者の顔が見える安心感や、地域の農業を応援することにもつながります。九重町で育った青ねぎは今後も学校給食に使用され、子どもたちの給食を彩ります。



町で育み、町で味わう「地産地消」







▲9月3日、子どもたちが大好きな「うどん」に使用されました。

高校生に地元で働く魅力を「企業説明会」で伝えませんか？

●お問い合わせ　観光・地域振興課　☎０９７３－７６－３１５０

日田・玖珠地域の高校に通う生徒及びその保護者を対象として開催する企業説明会の参加企業を募集します。「地元にこんな企業があったんだ!」と地元の魅力を再発見する機会になるはずです。

意外と知らない地元企業の魅力を高校生に知ってもらいませんか?

ひた・くす合同企業説明会



◎開催日時

令和9年2月3日（水）　午後2時～午後3時40分

◎開催場所

SWS西日本アリーナ日田（日田市総合体育館）

●対象企業　日田玖珠地域管内に事業所があり、就労場所も主に日田玖珠地域管内にある企業
●定　　員　45社程度
●参加費用　無料
●募集期間　10月1日（木）～10月30日（金）
●申込方法　日田市ホームページよりお申込みください。
●主　　催　ひた・くす合同企業説明会実行委員会（日田市・玖珠町・九重町）
【事務局】日田市商工労政課内



◀詳細（日田市 HP）

11月18日（水）は「県民ノー残業デー」です！

●お問い合わせ　観光・地域振興課　☎０９７３－７６－３１５０

大分労働局では、毎月11月の第3水曜日を「県民ノー残業デー」として、大分県民全体での定時退社の取組を呼びかけています。長時間労働の削減は、働く人にとっては心身の健康保持･増進、会社にとっては生産性や企業イメージの向上につながります。

11月18日（水）は、ワーク・ライフ・バランスの実現のため定時で帰る取組を推進しましょう。



【九重文化センター　自主文化事業】

「女性の休日」の上映会を行います

●お問い合わせ　社会教育課　☎０９７３－７６－３８８８

『インターネットもスマホもない時代に、女性たちがどのように連帯し、社会を変えるムーブメントを成功させたのか。1975年10月24日、アイスランドの全女性の90%が仕事や家事を一斉に休んだ「女性の休日」を題材にしたドキュメンタリー映画です。

■会　場　九重文化センター ホール
■日　時　11月21日(土) ※上演時間71分

～午前の部～【開　場】９時30分
　　【開　演】10時00分　【終演予定】11時15分
～午後の部～【開　場】15時30分
　　【開　演】16時00分　【終演予定】17時15分

■入場料　一般：500 円、中学生以下：無料
※全席自由席です。
※上映当日、受付にてお支払いをお願いいたします。

▲申込フォーム

▲「女性の休日」公式 HP



【九重文化センター　自主文化事業】

やさしい日本語講座を開催します

●お問い合わせ　社会教育課　☎０９７３－７６－３８８８



外国人の方にもわかりやすく伝える『やさしい日本語』を学んでみませんか?

日本語教育を専門とする大学教授を講師に迎え、仕事や日常ですぐに使える伝え方のコツを楽しく学びます。

■開催日時　11月11日 (水) 14：30 ～ 16：00
■会　　場　九重文化センター大会議室
■定　　員　40名 (先着順)
■講　　師　立命館アジア太平洋大学
　　教授　本田　明子　氏
■対　　象　商業・観光業・宿泊業・自治体職員
　　興味のある方は誰でも参加可能です
■参 加 費　無料

▲詳細はHPにて

▲申込みはこちら

私たちの町と選挙
第４回

これからの投票所、どうする？

●お問い合わせ　九重町選挙管理委員会　☎０９７３－７６－３８２５

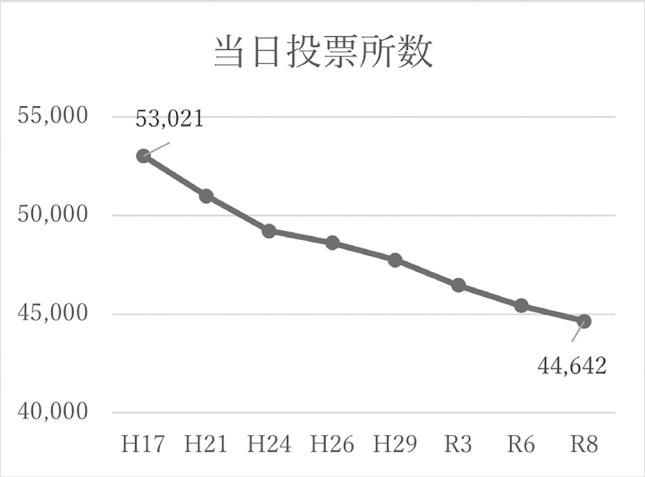
7月号から皆さんと一緒に「私たちの町と選挙」について考えるシリーズを掲載しています。ご意見を交わしながら選挙について考えていきましょう!

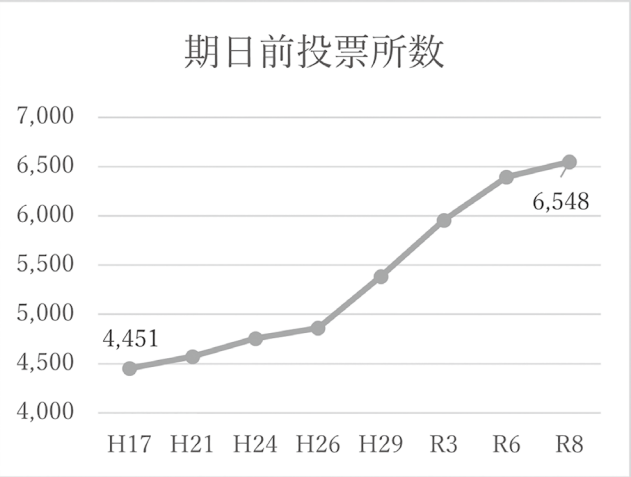
現在、九重町選挙管理委員会では、皆さんからいただいた貴重なご意見を踏まえ、「これからの投票所の在り方」について本格的な検討を進めています。

今回は、全国や近隣自治体の状況をご紹介します。

他のまちはどうしている？ 投票所づくりの「いま」

① 他のまちの当日投票所と期日前投票所のいま（衆議院議員選挙参照）





全国の当日投票所は、人口減少や市町村合併、運営コスト・人員不足などを背景に減少傾向にあります。隣接する玖珠町においても、投票区の再編が行われ、20カ所から11カ所へ見直しが行われました。

一方で、当日投票所が減少する代わりに、アクセスの良い場所や利便性の高い施設などでは、期日前投票所の設置が進み、その数は増加傾向にあります。

② 新たな投票方法のいま

他のまちでは、人口減少や投票環境向上の取り組みから当日投票所が減少する中でも、「移動期日前投票車」の取り組みや「タブレット端末を利用した電子投票」の導入などの工夫が行われています。

私たちの町の投票所

アンケートでは、たくさんの貴重な声を届けていただき本当にありがとうございました。「投票所をどうするか」「もっと行きやすくするにはどうしたらいいか」など、皆さんからいただいた一つひとつの想いを、私たちはとても大切に受け止めています。

「投票所が遠くなってしまうのは心配」「お年寄りや移動が大変な人でも、安心して行ける方法があるといいな」「もっと投票しやすくなったら嬉しいな」――そんな心配やご希望に寄り添いながら、これからどんな形にしていくのが私たちの町にとって一番いいのか、九重町選挙管理委員会で検討を進めているところです。

たとえば、当日投票所を減らし投票時間を短くする代わりに、移動の負担軽減や、期日前投票をもっと使いやすくすること、そして投票する場所の環境を整えることなど、皆さんが「これなら安心」と思える選択肢を一つひとつ探っています。